

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																					
大阪医療看護専門学校		平成22年3月31日		土屋 八千代		〒560-0045 大阪府豊中市刀根山5-1-1 (電話) 06-6846-1080																					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																					
学校法人大阪滋慶学園		昭和63年11月1日		浮舟 邦彦		〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-2-43 (電話) 06-6150-1301																					
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																						
医療	医療専門課程	看護学科		平成22年11月29日 文部科学省 告示第152号	—																						
学科の目的	本校の建学の理念に基づいて、社会に根ざした専門職業人として誇り得る教育を行い、人間理解の上で看護が幅広く展開できる質の高い看護師を育成することを責務としている。そのためには、生命の尊厳と人間愛を基盤に、豊かな人間性を養い、専門的知識、技術を習得し、保健・医療・福祉の分野に適応できる能力と創造性をもち、生涯にわたって自己啓発できるような専門職業人としての看護師を育成する。																										
認定年月日	平成 年 月 日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
3年	夜間	3030時間	1560時間	435時間	1035時間																						
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
240人	251人	0人	16人	69人	85人																						
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日 ※必要がある場合、学校長が上記に定める前期の終期および後期の始期を変更する。			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 授業科目の成績評価は、看護学科で定める試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。また、各科目の授業時間数の3分の1以上欠席した者は、その科目について評価を受けることができない。																						
長期休み	■学年始: 学校長が定める日 ■夏季: 学校長が定める日 ■冬季: 学校長が定める日 ■学年末: 学校長が定める日			卒業・進級条件	卒業要件に必要な97単位を取得した者に対し、卒業・修了判定会議の議を経て卒業を認定する。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 定期的に個別面談を行うとともに 保護者懇談 学習支援をおこなっている			課外活動	■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 ボランティア活動 学外実習 球技大会 など ■サークル活動: 有																						
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 市立池田病院 他 ■就職指導内容 就職説明会実施 個別相談 指導も行っている。			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業者に関する平成31年5月1日時点の情報)																						
	■卒業生数 69 人 ■就職希望者数 69 人 ■就職者数 : 69 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 ・進学者数: 0人 ・平成28年度卒業生(平成26年入学者)までは定員40名 (平成 30 年度卒業者に関する平成31年5月1日 時点の情報)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>69人</td> <td>67人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	看護師	②	69人	67人												
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																								
看護師	②	69人	67人																								
中途退学の現状	■中途退学者 8 名 ■中退率 3 % 平成30年4月1日時点において、在学者243名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者235名(平成31年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 (例) 学校生活への不適合・経済的問題・進路変更等 進路変更、意欲喪失 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談 保護者面談 学習サポート など																										
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																										

当該学科の ホームページ URL	<a href="https://www.ocmn.ac.jp/">https://www.ocmn.ac.jp/</a>
------------------------	---

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

看護師養成所3年課程として厚生労働省指定の教育課程を履修すると共に、業界の求める知識・技術が教育課程に反映されるよう情報交換を行い、教育課程の改善および改定を定期的実施することを目的とする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会は理事会直轄の独立した委員会組織であり、「学校法人大阪滋慶学園 教務組織規則」「学校法人大阪滋慶学園 教育課程編成委員会規定」および組織図に明記されている。教育課程編成委員会の意見は学校内で十分に検討した上で、学科のカリキュラムや教育指導内容に反映する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

2019年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
橋本 勝信	学校法人 大阪滋慶学園 常務理事	2019年4月1日から2020年3月31日	
土屋 八千代	大阪医療看護専門学校 学校長	2019年4月1日から2020年3月31日	
岡田 千鶴	大阪医療看護専門学校 副学校長	2019年4月1日から2020年3月31日	
今村 健次	大阪医療看護専門学校 事務局次長	2019年4月1日から2020年3月31日	
鬼頭 浩美	大阪医療看護専門学校 看護学科 学科長	2019年4月1日から2020年3月31日	
中口 清美	医療法人 河内友紘会 河内総合病院 看護部長	2019年4月1日から2020年3月31日	③
池西 悦子	大阪医科大学 看護学部 教授	2019年4月1日から2020年3月31日	②
逸見 晃二	大阪医療看護専門学校 事務副部長	2019年4月1日から2020年3月31日	

(4)教育課程編成委員会の年間開催数及び開催時期

年2回 開催 前期(7月)及び 後期(2月)

(開催日時)

第1回 2019年7月30日 10:30~12:00

第2回 2019年2月6日 16:00~17:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

教育課程編成委員会での議事内容、あるいは各委員からの助言、および業界等への調査結果などは、学科の教育課程における新たな学習内容や授業方法の改善、カリキュラムの体系化などに活用するものとする。

具体例

委員A)基礎看護実習の時期と何を狙いとして取り組んでいるか?本務校では、2年次6月、10月に2週間の基礎看護実習を設けている。1年次にそのベースとなる解剖生理学等の学修に当てている。

委員B)臨床現場では、受け持つ患者選定を含めて実習学生が過度のストレスを感じることがないように実習指導者と共に実習指導に配慮している。

回答)1年次6月に1日の見学実習。8月に1週間の実習。主に患者とのコミュニケーションを狙いとしたものになる。高校で理科(生物基礎)以外の科目履修をしていない学生が約1/3おり、人間の身体の仕組みや働きの学修をより早期から導入する必要があると考えている。平成30年の入学生より、入学生オリエンテーション時に生物の基礎(細胞と身体の働き)についての学修を導入する。人間の身体についての興味・関心を高められるような内容、例えば筋肉や臓器のカルタや、自分の健康状況を記録するトレーニング通じ、解剖生理学を身近に意識できることから学習環境を整えていく。

委員A)感染症と微生物の理解が低い要因はあるのか。□

回答)高校時代に生物、物理の履修状況が異なるため習熟度に差が出る。特に生物については、田述のような取り組みを生かし、学修力の向上に努める。□

委員B)国際看護はどの様に進めているのか。

回答)2年次秋に海外研修を実施。必須単位である。目的は、日本文化の再発見と看護学習における日本と海外の相違点を学ぶと共に、学友との共同生活を通じて規律意識と自己管理、協調性を養う機会としている。

委員A)国家試験対策としての「健康支援と社会保障制度」の対応については、1年次に概要を理解させ、最終年次に最新のデータを含めた国試ポイントをおさえる等、教育課程を整えてはどうか。また、科目のネーミングの工夫も大切であるとする。

回答)本校では、上記領域に対応する学習を2年次・3年次に「公衆衛生学」、「保健医療論」、「社会保障制度」、「社会福祉論」、□「関係法規Ⅰ」、「関係法規Ⅱ」等、各科目で105時間を割り当てている。

しかし、国試出題数の増加や頻出問題への対策等を考えると、科目間マトリクスを工夫し学習内容・学年、時間数等、今後更にカリキュラムの工夫が必要と考える。

また、科目名についてもこれまでの「社会保障制度」ではなく、「社会保障システム」等名称を工夫し総論を学ぶ上で学生がイメージ化できるような改善を試みる。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学内で学習した知識・技術・態度を統合し、臨地実習を通じて対象に応じた看護実践の基礎技能を養うことを目的とする。各医療機関や企業連携を通じて時代に応じた教育課程の改善に取り組む。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

教員・臨地実習指導に携わる看護師等が、各実習において学科が設定した学習目標を共有し、それに基づいて学生に対し直接指導に当たることで学生が学習目標を達成できるように連携して支援を行う。

(3) 具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅰ	学生にとっては初めての臨地実習である。対象を取り巻く療養環境を知り、学内で学んだコミュニケーションや日常生活援助と共に、対象のニーズに基づいた基本的看護技術の方法を学ぶ。また、看護学生としての課題を明確にし、主体的に学習に取り組む事をねらいとしている。	・独立行政法人 国立病院機構 大阪刀根山医療センター ・社会医療法人 協和会 加納総合病院
老年看護学実習Ⅰ	学生は高齢者との関わりが少なく、高齢者に対するマイナスのイメージのほうが多い。そのため、この実習で高齢者についての理解を深める実習である。実習の目的は高齢者の福祉施設や病院で生活する老年期にある対象を理解し、加齢による変化をふまえ、生活機能の視点に合わせた日常生活援助が習得できる。	・介護老人保健施設:医療法人 藤田会 介護老人保健施設のだふじ・社会福祉法人 甲有会 介護老人福祉施設 ロココ豊中 他 ・病院:独立行政法人 国立病院機構 大阪刀根山医療センター・北大阪ほうせんか病院・医療法人 篤友会 坂本病院・社会医療法人 寿会 富永病院 他
成人看護学実習Ⅱ	この実習では急激な健康破綻をきたした周手術期にある対象を統合的に理解し、対象に応じた回復過程をたどるための援助ができる基礎的能力を習得することを目的としている。実習の内容は、手術予定患者もしくは手術直後の周手術期の患者とその家族に関わり、患者や家族に寄り添いながら自然治癒力を引き出せるように看護過程を展開する。	・独立行政法人 国立病院機構 大阪刀根山医療センター ・医療法人 ガラシア会 ガラシア病院 ・社会医療法人 寿会 富永病院
母性看護学実習	この実習では、妊婦・産婦・褥婦と新生児が生理的変化に適応していくプロセスと健康の保持・増進していくための看護とその家族が新しい役割を獲得するために必要な看護の実際を学ぶ実習である。妊娠・分娩・産褥を通して母性及び新生児の特徴を理解して、母子及び家族に対する看護の基礎的能力を養うことを目標としている。	・市立池田病院 ・医療法人河内友絃会河内総合病院 ・日本赤十字社高槻赤十字病院 ・医療法人 沖縄徳洲会 吹田徳洲会病院 ・箕面市立病院 ・泉大津市立病院 他
統合実習	この実習は、臨床現場のダイナミクスの変化の中で既習の知識・技術・態度を統合させ、看護実践力を身に付けるとともに、他職種の人々と協働し、主体的に対応できる能力を養うことを目的としている。今までの実習のように一人を受け持つのではなく、複数の患者を受け持ち、援助の組み立てや優先順位を考えられること、更に、夜間実習を行うことをとおして、病棟管理や看護業務の実際を知ることとをねらいとする。	・独立行政法人 国立病院機構 大阪刀根山医療センター ・社会医療法人 協和会 加納総合病院 ・社会医療法人 寿会 富永病院 他

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学園 本校の定める教員研修規程において、「教員の授業内容・方法及びクラス運営方法を改善し、向上させるとともに、マネジメント能力を含む指導力の習得、向上させることを明記している。」また教員の研修計画を策定し、実施し、教員に研修を受ける機会を与えること、及び他の機関と共同または委託し、研修を行うことを学校の責務であると明記している。教員研修、国家試験対策研修、FD研修、教務会議等を通じて、教員としての教授力向上や学生指導・学生支援のスキルアップを図る。また、日本看護学校協議会や看護系学会等への研修を通じ、看護教育に関する専門性やマネジメント力の向上についてスタッフのキャリア段階を考慮して取り組ませている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

学園 本校の定める教員研修規程に基づき、法人主催の教員研修（5月 8月 3月）他 看護協会 学会 日総研 照林社 他主催の研修に参加

6月 協同学習の理論と実践技法 8月 臨床判断力につながる“経験から学びを引き出す”教育技法 10月海外研修 シアトルピアースカレッジ シティーカレッジオブサンフランシスコ

② 指導力の修得・向上のための研修等

学園 本校の定める教員研修規程に基づき、法人主催の教員研修（5月 8月 3月）国家試験対策研修（7月）ほか 看護協会 学会 日総研 照林社 他主催の研修に参加

8月 指導者のための夏からの看護国試対策セミナー 8月 第109回看護師国試・出題予測&9月からの学生指導法

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

学園 本校の定める教員研修規程に基づき 法人主催の教員研修（5月 8月 3月）他 看護協会 学会 日総研 照林社 他主催の研修に参加予定

7月 学生が主体的に学ぶための精神看護学の講義・実習の構築と工夫 9月海外研修シティーカレッジオブサンフランシスコ 10月海外研修シアトルピアースカレッジ 10月 これからの在宅看護の教授ポイント 10月 周産期メンタルヘルス学会

② 指導力の修得・向上のための研修等

学園 本校の定める教員研修規程に基づき、法人主催 教員研修（5月 8月 3月）国家試験対策研修（7月）の他 看護協会 学会 日総研 照林社 他主催の研修に参加予定

8月 看護教員実力アップセミナー新出題基準から読み解く第108回の出題傾向と対策 9月 講義・演習・実習で学生の思考力・判断力を育てる教育法

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校の諸活動においてその方針と評価結果を公表することは、開かれた学校として当然の責務であり、また学校外の方々からフィードバックをいただくことは学校運営の改善につながることもである。本校では「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、毎年、自己点検・自己評価を実施する。その結果について学校関係者評価委員会において説明を行い、学校関係者評価委員より評価をいただいている。学校関係者評価委員会には、学校長などとともに、学校関係者の代表として学生の保護者、卒業生、高等学校、地域、業界からが委員として参画している。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、学校の特色、学校の将来構想
(2) 学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、人事制度、意思決定システム、情報
(3) 教育活動	子供の教育目標、教育到達レベル、カリキュラムの体系化と科目配置、キャリア教育、授業評価、教員の確保、教員研修、成績評価基準、資格取得指導
(4) 学修成果	就職率、資格取得率、退学率、学生・卒業生の社会的活躍
(5) 学生支援	就職支援、学生相談、経済面支援、健康管理体制、課外活動、生活環境支援、保護者連携、卒業生支援
(6) 教育環境	施設・設備、学外実習、防災体制
(7) 学生の受入れ募集	募集活動、教育成果の開示、入学選考、学納金
(8) 財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9) 法令等の遵守	法令遵守、個人情報保護、自己点検・自己評価とその公開
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献活動、ボランティア活動
(11) 国際交流	海外研修、国際交流の取組み

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会での議事内容、および学校関係者評価委員より得られた意見等は速やかに学内で討議を行い、必要に応じて具体的な改善を図る。

具体例

委員A) 若者の態度教育について。(例) 言葉遣いやマナー、ON/OFFの切り替え等、社会人としてのマナーはできているのか。自分の職場でも世代の違うスタッフ教育や支援、連携の図り方に苦労している。

委員B) 高校生になると、ある程度自制心や社会性は形成されてくると思われる。むしろ、幼少期～学童期についての態度教育が難しい感がある。

回答) 学生の態度教育については継続的なトレーニングが必要と考えている。本校では、通常の授業開始15分前に登校させ、時間管理と生活習慣の確立、更には基礎学力向上にむけた基礎学修に取り組んでいる。そのためには、教職員が学生のモデルとなるような言動に努め、平成29年度の学校目標に“専門職業人としての姿勢・態度の育成”を掲げ態度教育にあたっている。具体的には、朝の挨拶運動もその取組みの一つである。

委員C) 社会ニーズを踏まえた教育についてどの様な取組みを実施しているか。曾協会では、地域包括ケアと国際看護を中心に教育体制を整えている。

回答) これまでの看護教育は病院の中心であったが、これからは人間が生活するフィールド全般を見据えて教育展開を進める必要があると考えている。また生活の場においても、乳幼児から高齢者までの幅広い看護の実践力を育む為に、視野を広く持たせる教育が必要であると考えている。当校では学校近隣の地域活動への参画機会を通じ、人との繋がりや世代と越えた交流から、学生達の対人支援職の社会性を高めたいと考えている。また、在宅看護実習の学修内容についても、生活に密着した看護を高められるよう改善を加えたい。更に看護の国際化に対する取組みとしては、海外研修を必須科目として設けている。

目的は、日本文化の再発見と看護学習における日本と海外の相違点を学ぶと共に、学友との共同生活を通じて規律意識と自己管理、協調性を養う機会としている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

2019年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
黒田 涼	市立池田病院 看護部	2019年4月1日から2020年3月31日	卒業生
魚谷 美保子	保護者代表	2019年4月1日から2020年3月31日	保護者
浦野 千恵子	社会福祉法人 心音会 刀根山こころ保育園 園長	2019年4月1日から2020年3月31日	近隣関係者
安田 幸一	府立 刀根山高等学校 校長	2019年4月1日から2020年3月31日	高等学校
澤本 万紀子	独立行政法人国立病院機構 大阪刀根山医療センター 看護部長	2019年4月1日から2020年3月31日	業界有識者
西元 直子	公益社団法人 大阪府看護協会	2019年4月1日から2020年3月31日	職能団体

(5) 学校関係者評価結果の公表方法 公表時期 情報提供方法

(ホームページ 広報誌等の刊行物) 7月

<https://www.ocmn.ac.jp/>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

自己点検・自己評価結果等、学校運営や教育活動に関連する情報については、積極的に公開して広く社会に対する説明責任を果たすとともに、公正で透明性の高い運営を推進し、教育活動の改善や社会からの信頼の獲得に資することを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	建学の理念、大阪滋慶学園について、学校の沿革
(2)各学科等の教育	教育システムと教育スケジュール、学科の教育目標、教育課程、学科
(3)教職員	教員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	学外実習、海外研修、課題研究、就職フェア、生涯教育システム
(5)様々な教育活動・教育環境	入学前教育、資格サポート、就職サポート、施設・環境
(6)学生の生活支援	学校生活サポート、学生寮、保護者説明会
(7)学生納付金・修学支援	学費一覧、学費サポート
(8)学校の財務	法人財務状況
(9)学校評価	自己点検・自己評価と学校関係者評価
(10)国際連携の状況	国際交流
(11)その他	社会貢献・地域貢献、高専連携、ボランティア活動

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

<https://www.ocmn.ac.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科) 2019年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			論理学	哲学の1分野としての論理学は正しく考えるための思考の法則だけでなく、それと並んで存在と思考の関係・世界と人間のあり方なども関連して学ぶ。	1後	30	1	○			○		○		
○			看護と人間工学	医療や身近な現象を多く例に取り上げ物理的な物の見方を理解する。更に医療への物理学の応用を具体例を通して学ぶ。	1前	15	1	○			○		○		
○			情報科学と統計学	コンピュータの基本的動作を理解し、演習によりアプリケーションソフトウェアの利用法を習得する。コンピュータを利用したデータ分析の方法について演習を通して学ぶ。	1	30	1	○			○		○		
○			哲学	看護という人間の行為を哲学的及び倫理的に考えるために、「看護とは何か、どうあるべきか」を各自で考えることができるように学んでいく。	1後	30	1	○			○		○		
○			環境学	環境の成立及び働きと環境の変化がもたらす健康へ影響について人間と環境との関連を考えていく。環境とは何かという大きな命題について学習していく。	1前	15	1	○			○		○		
○			人間心理学	人間の表面にあらわれた行動から人間の内面の心理を推測する方法を駆使することを通して、行動の科学としての心理学の基本的な考え方を身につける。	1	30	1	○			○		○		
○			人間関係論	看護は人間関係を基盤として展開される援助過程である。人間関係構築のための知識と技術の基礎を身につける。	1	30	1	○			○		○		
○			教育学	教育を実現するための方法について、保健・医療・福祉の現場における教育の実際とあり方を学ぶ。	1	30	1	○			○		○		
○			家族と社会学	家族に関する様々な諸問題や、家族アプローチ、家族サポート、家族アセスメントについて学ぶ。また、国際化、情報化がすすむ中での社会や、近代資本主義の発生や発展から社会的物的見方を学ぶ。	1	30	1	○			○		○		
○			異文化コミュニケーション	外国籍住民の現状を把握し、理解を深める。様々な分野について、多言語・多文化政策はどのように可能かを検証し、具体的なストラテジーによる解決策を模索する。海外研修を通じて学ぶ。	2	30	1	○	△		○		○		
○			英語と英会話	視聴覚教材を使って、英語を聞き取り、話す力を育てる。聞く・話す・書くことの3技能について、日常生活に役立つ英語表現を学習する。	2	30	1	○			○		○		

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科) 2019年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験・ 実 習・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任		
○			音楽とリラクゼーション	ストレス社会の中で少しでも自分自身のコントロールができて看護援助をしていくための手がかりの一助とする。	2	30	1	○		△	○			○		
○			スポーツとレクリエーション	自ら健康維持・増進していくための基礎となる科学的知識について学習する。	1	30	1	○		△	○				○	
○			生態機能学Ⅰ	正常な人体の形態と構造とその役割と機能を学ぶ。Ⅰでは、呼吸器・循環器・血液について学ぶ。	1前	30	1	○			○				○	
○			生態機能学Ⅱ	正常な人体の形態と構造とその役割と機能を学ぶ。Ⅱでは、消化器・内分泌・腎泌尿器について学ぶ。	1前	30	1	○			○				○	
○			生態機能学Ⅲ	正常な人体の形態と構造とその役割と機能を学ぶ。Ⅲでは、脳神経・骨筋肉について学ぶ。	1前	30	1	○			○				○	
○			生態機能学Ⅳ	正常な人体の形態と構造とその役割と機能を学ぶ。Ⅳでは、外部環境からの防御、生殖の発生と老化のしくみについて学ぶ。	1前	30	1	○			○				○	
○			栄養と代謝	人体を構成している物質がどのような化合物で成り立っているのか。また、それらの化合物がどのように作られ、壊されて、生態の恒常性が保たれているのかについて学ぶ。	1前	30	1	○			○				○	
○			病態総論	病気になった原因を探ったり、病気になった患者の身体にどのような変化が生じているのかについて明らかにしていく。	1後	15	1	○			○				○	
○			病態と治療Ⅰ	呼吸器・循環器・血液について逸脱した場合の形態的変化や機能障害と成り行きについて学ぶ。	1後	30	1	○			○				○	
○			病態と治療Ⅱ	消化器・腎泌尿器・内分泌について逸脱した場合の形態的変化や機能障害から起こる影響とその治療について学ぶ。	1後	30	1	○			○				○	
○			病態と治療Ⅲ	脳神経・骨筋系について逸脱した場合の形態的変化や機能障害から起こる影響とその治療について学ぶ。	1後	30	1	○			○				○	

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科) 2019年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			病態と治療Ⅳ	皮膚・生殖・感覚について逸脱した場合の形態的変化や機能障害から起こる影響とその治療について学ぶ。	2前	30	1	○			○			○		
○			病態と治療Ⅴ	精神障害・小児特有の疾患について逸脱した場合の形態的変化や機能障害から起こる影響とその治療について学ぶ。	2前	30	1	○			○			○		
○			感染症と微生物	人と動物に関わる微生物について概略を知り、微生物を制御する方法、感染症発生の仕組みを理解する。	1	30	1	○			○				○	
○			栄養と食事	主要食品の栄養学的意義、各栄養素の消化・吸収、健康維持増進及び回復を図るための食事について理解する。	1後	30	1	○			○				○	
○			臨床薬理学	特に重要医薬品について焦点をあて体系的に学習をすすめ、薬物の人体への働きと生態側の反応を理解する。	2前	30	1	○			○				○	
○			臨床検査総論	機能障害の原因や程度を査定するための臨床検査に関する知識を総合的に学ぶ。	2	30	1	○			○				○	
○			臨床治療論	様々な健康段階で行われる外科的治療・放射線療法・リハビリテーション療法について学ぶ。また医療機器のメカニズム操作方法を理解する。	2	30	1	○			○				○	
○			公衆衛生学	公衆衛生活動の様々な実践活動を学び、人々の健康を守るための組織、器官及び医療従事者の役割や機能への理解を深める。	2	30	1	○			○				○	
○			保健医療論	看護の対象となる個人、家族の生活している地域社会の現状が人々の生活と健康にどのような影響を及ぼしているか理解を深める。	2前	15	1	○			○				○	
○			社会保障制度論	社会保障制度が、どうしてこのような制度しくみになっているかその存在理由と人々の健康な生活との関連を考える。	2前	15	1	○			○				○	
○			社会福祉論	社会福祉の利用者全体の支援の理念を知りサポートシステムの構築を理解する。	2後	15	1	○			○				○	

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科) 2019年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			関係法規Ⅰ	法律に基づく生活者の生活問題に対する基本的な法律の制度について学ぶ。	3前	30	1	○			○			○	
○			関係法規Ⅱ	人々の健康を守るためのサービス提供機関と従事者の役割と機能に関する基本的な法律について学ぶ。	3前	30	1	○			○			○	
○			看護学概論	看護の基本となる概念を体系的に理解し、保健・医療・福祉の広い視野で、看護の機能・役割を理解する。	1前	30	1	○			○		○		
○			看護研究	看護研究の方法論について基礎を学習し、常に「看護とは」という探究心で看護に臨む必要性から、主体的に問題意識をもち、研究に取り組む姿勢と方法を理解する。	2後	15	1	○	△		○		○		
○			看護基本技術Ⅰ	看護技術の重要性を理解し、看護技術の基盤にある人間関係成立の技術（コミュニケーション）、看護展開の基礎となる環境調整の技術を習得する。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			看護基本技術Ⅱ	すべての看護展開の基礎となる、看護の対象者の健康状態を把握するために必要なヘルスアセスメントおよびフィジカルアセスメントの技術を習得する。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			看護基本技術Ⅲ	すべての看護技術の基盤にある、看護過程について事例を用いて学習する。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			生活援助技術Ⅰ	人間にとっての食事・栄養と排泄の意味を理解して、対象が健康生活を送るために必要な援助の技術を習得する。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			生活援助技術Ⅱ	人間にとっての活動・休息、身体の清潔の意味を理解して、対象が健康生活を送るために必要な援助の技術を習得する。	1前	30	1	○	△		○		○		
○			診療の補助技術	臨床現場で求められる看護技術に関わる援助方法の基本について学ぶ。	2前	30	1	○	△		○		○		
○			臨床看護技術	人々の健康を促進するために必要な診療の補助行為に関わる援助方法の基本について学ぶ。	1後	30	1	○	△		○		○		

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科) 2019年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			臨床看護実践論	健康レベルに応じた看護、症状に応じた看護を学習し、事例を用いて看護の実際を学ぶ。	1後	30	1	○	△		○	○			
○			基礎看護学実習Ⅰ	看護の対象が生活する療養環境を理解する。	1前	45	1			○	○	○			○
○			基礎看護学実習Ⅱ	対象に応じた日常生活援助を、既習の知識・技術を用いて看護学生として望ましい態度で実践できる。	1後	90	2			○	○	○			○
○			成人看護学概論	成人期にある対象と健康レベルに応じた看護を理解し、成人看護の目的と役割について学ぶ。	1後	30	1	○	△		○	○			
○			急激な健康破綻における看護	「健康危機状況」の概念を捉え、周手術期、救命救急、終末期看護に共通する視点から、成人が極めて深刻なセルフケア困難に陥っているときの看護について学ぶ。	2前	30	1	○	△		○	○			
○			慢性疾患と共存の過程を支える看護	セルフマネジメントの基本的な考え方、アセスメントの視点、患者の力を引き出すための実践、活用する理論、患者教育などのあり方や方法を学ぶ。	2前	30	1	○	△		○	○			
○			障害をもち生活する人を支える看護	外傷や疾病により、それまで普通に行っていたことができなくなるセルフケア低下の状態に陥った中途障害者が、セルフケアを再獲得し、再び「その人らしく生きていく」ための看護支援について学ぶ。	2前	30	1	○	△		○	○			○
○			人生最期を支える看護	人生最期のとき、終末期という病気の一定の時期に限らず、苦痛を全人的苦痛（トータルペイン）として捉え、緩和する知識技術について学ぶ。	2	30	1	○	△		○	○			○
○			成人看護実践論	観察の視点や科学的根拠を追究しながら、看護実践の基礎的能力の向上を目指していく。	2	30	1	○	△		○	○			
○			老年看護学概論	高齢者の健康と生活を支える看護職者としての基本的な考え方を学ぶ。	1後	30	1	○	△		○	○			
○			老年の健康維持への看護	健康障害をもつ高齢者の看護をどのように提供するのか、その方法について具体的な事例を通して看護の実践のあり方について学ぶ。	1後	30	1	○	△		○	○			

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科) 2019年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			老年の健康障害への看護	老年看護においては、高齢者の生活の質の向上に向け、個人の可能性を最大限に発揮できるような看護援助のあり方と実際を学ぶ。	2前	30	1	○	△		○			○		
○			老年看護実践論	健康障害をもつ高齢者の看護の提供方法について、具体的な事例をとおして看護過程をもとに老年看護の実践のあり方について学ぶ。	2前	15	1	○	△		○			○		
○			小児看護学概論	子どもと家族の健康な生活への支援のための知識を学ぶ。変化する社会の中での子どもをめぐる問題から看護の役割を学ぶ。	2前	30	1	○	△		○				○	
○			小児の健康増進への看護	成長・発達知識と成長発達に合わせた生活支援の方法を学習する。	2後	30	1	○	△		○				○	
○			小児の健康障害への看護	成長発達過程にある子どもと家族の看護について、入院や検査・治療、健康段階や障がい、在宅など、さまざまな状況を理解する。	2後	30	1	○	△		○				○	
○			小児看護実践論	小児看護学では看護ケアの基盤となる援助関係を形成する技術を理解し、看護の基本技術について、その方法を学ぶ。	3前	15	1	○	△		○				○	
○			母性看護学概論	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について理解する。女性のからだところについて生涯にわたり基本的な権利であること。生物学的に「産む性」である女性の健康を推進すること等について学ぶ。	2前	30	1	○			○				○	
○			女性の健康増進への看護	女性のライフサイクル特有の症状、疾患、検査、治療を学び、その上での看護援助へと学ぶ。	2後	30	1	○	△		○				○	
○			周産期にある人の看護	妊娠期から産後1か月までの母児を対象とした健全な妊娠・分娩・産褥を迎えるための健康増進への援助について学ぶ。	2後	30	1	○	△		○				○	
○			母性看護実践論	妊婦疑似体験や産褥期の看護過程の展開学習をする。この事例でアセスメント能力や判断能力を養う。	3前	15	1	○	△		○				○	
○			精神看護学概論	胎児期から老年期までの各成長発達段階にある人のこころの健康について理解を深める。また、精神医療と看護の歴史的変遷や看護の倫理と人権擁護についても学習し、精神障害者をめぐるアドボカシーの考え方を学ぶ。	2前	30	1	○	△		○				○	

## 授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科) 2019年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			精神の健康増進への看護	現代社会における諸問題と精神保健福祉、精神保健におけるチーム・アプローチや、精神保健活動における社会資源について学ぶ。	2後	15	1	○	△		○	○			
○			精神の健康障害への看護	精神障害のある人とその家族の支援を理解する。また、主な精神障害の特徴や症状に対する看護や入院環境と患者の回復や日常生活の自立に向けた支援方法についても学習する。	2後	30	1	○	△		○	○			
○			精神看護実践論	精神看護におけるケアの基本である人間対人間の関係を基盤に基本的援助技術を学習する。	3前	30	1	○	△		○	○			
○			成人看護学実習Ⅰ	急激な健康破綻をきたした患者とその家族に対して、患者の心身の状況と特徴を理解した上で、心身の安定を図り、順調な回復過程をたどるための看護を学ぶ。	2後	90	2			○	○	○			○
○			成人看護学実習Ⅱ	慢性的疾患を持ちながら、生涯にわたり生活を再調整・維持する必要がある対象とその家族に対して、生活上の問題を理解し、その人自身が生活の再調整・維持していく力を支援する看護を学ぶ。	3前	90	2			○	○	○			○
○			成人看護学実習Ⅲ	終末期にある対象を統合的に理解し、対象に応じた緩和ケアを実践できる基礎的能力を習得する。	3前	90	2			○	○	○			○
○			老年看護学実習Ⅰ	老年期にある対象者の身体的・精神的・社会的側面について、その人が生きてきた背景と生活の場の違いを踏まえ理解することができる。	1後	90	2			○	○	○			○
○			老年看護学実習Ⅱ	老年期の患者の特徴を捉え、問題解決思考のプロセスを踏み看護過程の展開をする方法を学ぶ。	2後	90	2			○	○	○			○
○			小児看護学実習	健康の小児の特徴を理解し、あらゆる発達段階にある小児とその家族に対する看護の基礎的能力を習得する。	3前	90	2			○	○	○			○
○			母性看護学実習	妊娠・分娩・産褥を通して母性及び新生児の特徴を理解して、母子及び家族に対する看護の基礎的能力を養う。	3前	90	2			○	○	○			○
○			精神看護学実習	精神障害をもつ対象を統合的に理解し、対象に応じた看護を実践できる基礎的能力を習得する。	3前	90	2			○	○	○			○

## 授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科) 2019年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			在宅看護概論	在宅看護の考え方と意義を理解し、歴史的変遷の中での在宅看護の役割と機能について理解する。	2後	30	1	○	△		○		○		
○			在宅生活支援技術	在宅看護では常に「判断する力」が求められていることから、事例をとおして在宅で療養する事象を捉え、看護について理解を深める。	2後	30	1	○			○		○		
○			在宅療養における看護	対象を生活者の視点からアセスメントし、生活の維持とQOLの向上を目指した看護展開ができることをねらいとする。	2後	15	1	○	△		○		○		
○			在宅看護実践論	在宅看護概論と在宅療養者の状態別看護、在宅生活援助技術で学んだ知識と技術を統合し、在宅看護技術の演習と看護過程を展開し、在宅看護論の総仕上げとして位置づける。	3前	15	1	○	△		○		○		
○			看護管理	看護の対象となる人々に最も良質で効果的な看護を提供するための「しくみ」について学習する。	3前	15	1	○	△		○			○	
○			医療安全	医療安全における看護の責務・役割及び事故分析手法を理解する。看護・医療における「安全」を理解し、日常の看護・医療の場で発生しやすい事故について認識を深め、必要な安全対策の基礎的知識を問題意識をもって理解する。	3	30	1	○	△		○		○		
○			国際看護・災害看護	看護の国際協力の活動内容の実際を知り、諸外国で展開される、看護実践や国際的な支援活動について学び、国際的視野を広げる。また災害という異常事態の中で、各種機関が行う救援活動の全体像から災害看護の役割を理解する。	3前	15	1	○	△		○			○	
○			総合看護技術	臨地実習で学んだ看護の体験を文献や理論と照合して看護を深く考察する。	3後	30	1	○	△		○		○		
○			在宅看護論実習	在宅での看護活動の実際を通して、地域で生活しながら療養をする人々とその家族を理解し、基本的知識・技術・態度を学ぶ。	3前	90	2			○		○	○		○
○			統合実習	知識・技術・態度を統合した看護実践力の強化を図る。看護チームの一員としての役割を理解し、看護管理や他職種との連携の実際を学ぶ。	3後	90	2			○		○	○		○
合計				87科目	3030単位時間(98単位)										

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
授業科目の成績評価は、各学科で定める試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。また、各科目の授業時間数の3分の1以上欠席した者は、その科目について評価を受けることができない。上記の評価に基づき、履修認定会議、卒業・課程修了判定会議を経て、学校長が行う。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	18週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。